

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和 8 年 5 月 25 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 業務名

甲府市大里窓口センターリノベーション業務

2 業務概要

甲府市（以下、「本市」という。）においては、市内 10 か所に、市民が本庁舎に来庁せずに、身近な地域において様々な行政手続きをすることができる窓口センターを設置している。

このうち、本事業の対象施設である甲府市大里窓口センター（以下、「本施設」という。）においては、近年の国におけるマイナンバーカードの導入等により、窓口業務が煩雑化する中であって、窓口の構造や、狭小なスペース等の課題を抱えている。

本業務は、本施設の限られた空間を民間事業者等の持つアイデア、ノウハウ、技術等を活用することで、スペースの有効な活用（リノベーション）を行い、窓口センターの必要機能を満たすこと及び市民の利便性のさらなる向上を図ることを目的に事業者を選定するための本プロポーザルを実施する。

3 履行期限

契約締結日から令和 8 年 10 月 2 日（金）までの引き渡し期限とする。

4 参加条件

本プロポーザルに参加できる者は、法人格を有している者とし、次の各号に掲げる

要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の建設工事入札参加有資格者であること。
- (2) 本業務を受託した場合、市との打合せ等に迅速に対応できる体制を整えられること。
- (3) 履行期間を通じ、総括責任者（現場代理人）と、建設業法に基づく適正な技術者1名を配置すること。（総括責任者と技術者は兼務可能。）
- (4) 総括責任者は、本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有する者であり、常に事業全体を把握する中で、業務に従事する者を指揮・監督し、事業を円滑に実施する責を担うものとする。

5 参加資格

次の(1)～(14)のいずれかに該当する者は、本公募に参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく本市の入札参加制限を受けている者
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定による破産手続きの申立てをしている者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に定める再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 告示の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者。また、不渡りによる取引停止処分を受けた日から2年を経過していない者
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
- (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認

められる者

- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員もしくは構成員である者
- (11) 国税及び地方税(本市への納税がない場合は、本店所在地の自治体の市町村税)に滞納がある者
- (12) 健康保険法(対象平成11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険に、事業主として加入していない者。ただし、保険の全部又は一部について法律で適用が除外されている者は、この限りではない
- (13) 告示日以降に、市から指名停止措置を受けた者
- (14) 会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続き開始または民事再生手続き開始の申立てがなされている者

6 手続等

- (1) 甲府市大里窓口センターリノベーション業務公募型プロポーザル実施要項(以下「実施要項」)、甲府市大里窓口センターリノベーション業務要求水準書(以下「要求水準書」)、甲府市大里窓口センターリノベーション業務様式集(以下「様式集」)を甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については実施要項を、提案内容等の詳細については、要求水準書を参照すること。

7 連絡先

甲府市役所 市民部市民総室 総務課 庶務係

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

(甲府市役所本庁舎4階)

TEL 055-237-5294 (直通)

メールアドレス ssksoumu@city.kofu.lg.jp